

補足資料：「公民的な資質・能力」、「公民としての資質・能力」について（たたき台）

- 社会科で養う資質・能力は「公民的な資質・能力」、地理歴史科、公民科で養う資質・能力は「公民としての資質・能力」と考えられる。
- 各教科等の改訂に向けた検討事項として、各教科等ごとに育てる資質・能力を、(1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力等、(3) 学びに向かう力・人間性の三つの柱で整理するに当たり、従前の教科目標として示していた資質を次のように改めて表現し直し、三つの柱の全てが結びついて養われるものとするのが考えられる。



- 「公民的な資質・能力」、「公民としての資質・能力」は、上記(1)、(2)、(3)の資質・能力の全てが結びついて育まれることを通して養われる。そのことは、社会的な見方や考え方を培いながら積み重ねる「社会との関わりを意識した課題解決的な学習」を通して実現されると考えられる。
  - 上記の資質・能力のうち、(3)については、他教科等が育成する資質・能力に共通する要素があると考えられる。その中で、「公民的な資質・能力」「公民としての資質・能力」を社会科、地理歴史科、公民科の教科固有の目標としている理由は、教科固有の知識を柱の一つとしていることや、社会的な見方や考え方を生かした多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される資質・能力を含んでいるからであると考えられる。
- 【参考】**

**教育基本法 第5条** 「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」

**学校教育法 第51条** 「高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする」

**1項** 「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」